

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成30年12月分)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社グローバル輸送(法人番号7430002025375) 代表者乙部修次	北海道札幌市清田区平岡四条6丁目12-5		本社営業所	北海道札幌市清田区平岡4条6丁目12-5		H30.12.5	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他3件	平成30年5月9日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項から3項)、(4)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	0	0
2	光駿トレーラー輸送株式会社(法人番号8430001068366) 代表者緒方克則	北海道北広島市大曲工業団地6丁目2-5		本社営業所	北海道北広島市大曲工業団地6丁目2-5		H30.12.7	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件	平成30年3月15日及び平成30年3月29日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)運行指示書の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第4項)、(4)従業員に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第4項)、(5)整備不良車両運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係)、(6)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	2	2
3	ムカワ運輸株式会社(法人番号7430001053939) 代表者門脇考靖	北海道苫小牧市新明町5丁目1-2		鶴川営業所	北海道勇払郡むかわ町大成町1丁目6		H30.12.10	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係 他7件	平成30年6月26日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更の変更認可違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)、(4)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)特定運転者に対する特別な指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)整備不良車両運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係)	9	9

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成30年12月分)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処内	処分	違反の条	主な違反の条	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
4	札幌機工運輸株式会社 (法人番号4430001019785) 代表者朴谷健治	北海道札幌市豊平区美園2条2丁目3-3	本社営業所	北海道札幌市豊平区美園2条2丁目3-3	H30.12.10	文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号 他5件	平成30年11月1日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画変更の変更認可違反〔乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力〕(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録保存違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0				
5	藤田運輸倉庫株式会社 (法人番号1430001048630) 代表者藤田菊男	北海道赤平市美園町4-5-1	本社営業所	北海道赤平市美園町4-5-1	H30.12.21	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 他12件	平成30年8月9日及び平成30年10月12日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)事故の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(7)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項から3項)、(8)運行指示書の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第4項)、(9)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録保存違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)特定運転者に対する特別な指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	8	8				

